

余裕期間制度（任意着手方式）の試行的導入について

令和2年度に発注予定の一部工事を対象に、任意着手方式による余裕期間制度を試行的に導入します。

1 対象工事

対象工事は、入札公告（別紙1）において「余裕期間制度（任意着手方式）試行対象工事」である事を示すとともに、契約図書に「余裕期間に関する特記仕様書」（別紙2）を添付して契約を締結します。

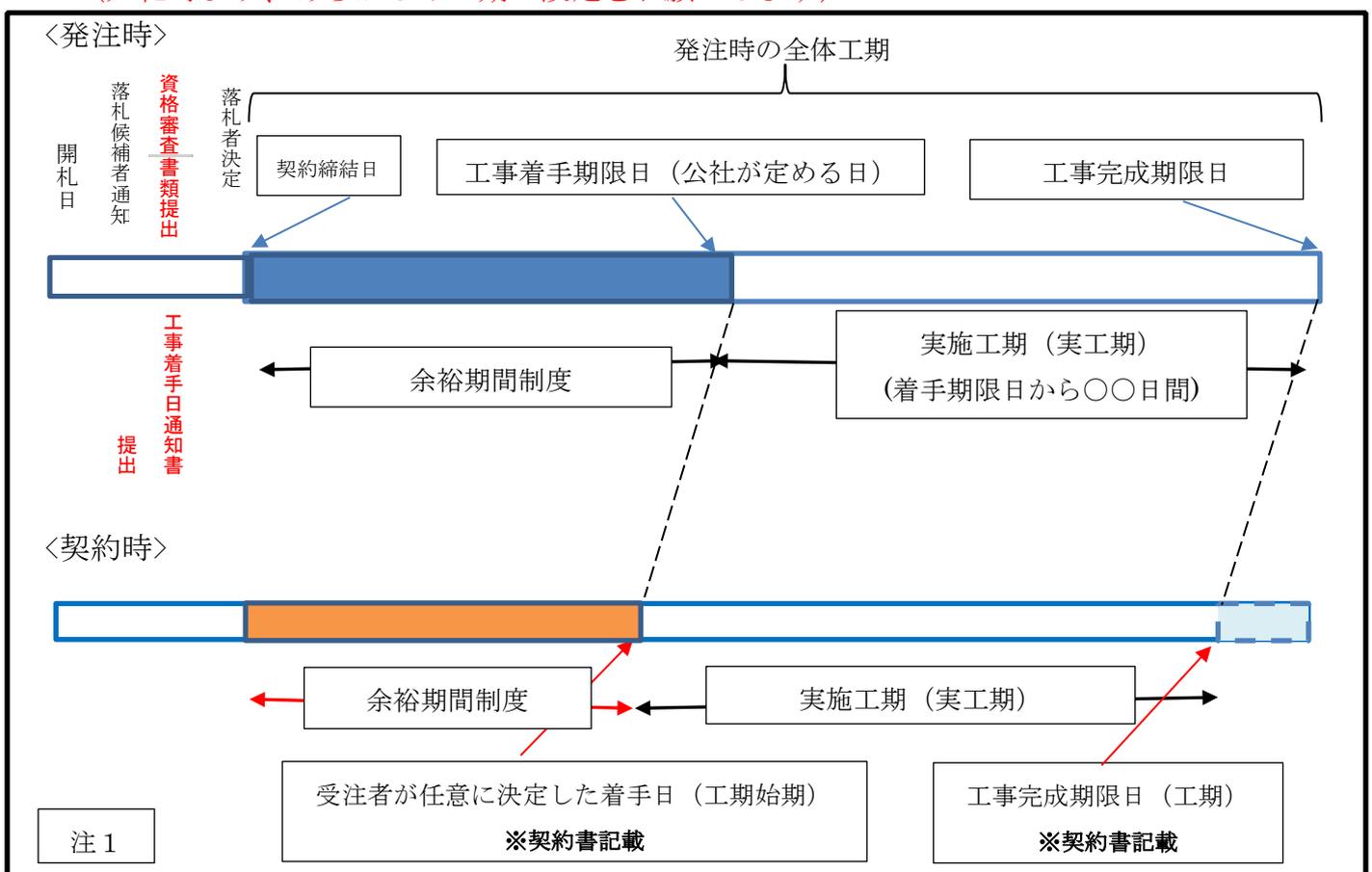
2 余裕期間について

余裕期間とは、契約日から工事着手日の前日までを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

今回試行的導入する「余裕期間制度（任意着手方式）」は、契約日から工事着手期限日（案件ごとに公社が定める日）までの期間において、受注者が任意に工事着手日を選定できます。（「工事着手日通知書」提出）なお、なんらかの理由により、工事着手期限日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。

「工事着手日通知書」は、資格審査書類（技術者届出書等）とともに提出します。

（入札時より、あらかじめ工期の設定をお願いします）



(注1) 任意着手方式で、契約締結後において、工事始期（着手日）の変更の必要が生じた場合は、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

3 余裕期間における技術者配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。

また、入札参加資格で求められる技術者等の配置要件は、工事着手期限日以降に適用するものとして、開札後、落札候補者となった事業者について審査します。

該当工事への入札を検討される場合には、配置予定の技術者が現在従事している工事が、「工事着手期限日（公社が定める日）」前日までに必ず完了することを確認してください。

4 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負約款第11条に定める現場代理人の常駐を要しません。

なお、工事着手日以降は、現場代理人常駐義務の緩和措置を適用することができます。

5 配置予定技術者の変更について

該当工事の配置予定技術者が、現在従事中の工事が工期延期等により「工事着手期限日」の前日までに終了しないことが判明した場合、技術者の変更を認めます。

工期延期等が判明し次第速やかに、契約係に「配置技術者（変更）届出書」を提出してください。

なお、変更届出書は余裕期間中に提出してください。工事着手日以降に別工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

6 その他

(1) 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行うこととします。

(2) 工事着手後から工事着手期限日までににおける準備等について

工事着手後であれば、技術者及び現場代理人が配置されているので、以下のような準備工事が可能です。

- ・交通管理者（警察）、埋設企業者、その他関係者との協議
- ・地元住民・企業等との調整、工事のお知らせの配布
- ・現場踏査、写真撮影、既施設設調査、現地測量等

<問合せ先>

総務課 契約係

電話：045-641-3124

契約番号	20-2000	
入札方法	電子入札	
入札型式	簡易型条件付一般競争入札	
工事件名	〇〇〇〇□□□工事	
施工場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
工事概要	□□□関連工事	
工期	工事始期の日から 90 日間	
予定価格	〇〇〇〇〇 (消費税及び地方消費税を除く)	
最低制限価格	開札後に公表	
入札参加資格	令和元年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から7までの条件を満たす者。	
	1 登録工種	建築
	2 格付等級	A・B
	3 登録細目	建築工事
	4 所在地区分※	市内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経営申請の主たる営業所が横浜市内の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。
	5 所在区指定	〇〇区内、□□区内又は△△区内のいずれかに主たる営業所の所在地があること。 ※「優良工事施工者表彰受賞者リスト(令和2年4月1日付)」登載者は所在区指定を免除する。(上記受賞者リストはホームページ入札・契約情報ページに掲載しています。)
	6 技術者	建築工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。当該技術者は開札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。
7 その他	※次頁のとおり	
積算疑義制度	対象工事	
提出書類	入札者	(1)入札書(2)工事費内訳書
	落札候補者	(1)主任技術者届出書 (2)(1)に記載された技術者の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等) (3)建設業法に定める技術検定の合格証明 (4)工事着手日通知書

1 ページ目一部省略

契約番号	20-2000	
工事件名	〇〇〇〇□□□工事	
入札に係る必要事項	【工事着手期限日】 令和〇年〇月〇日 (上記の工事着手期限日は、特記仕様書及び現場説明書に記載しています。)	
	【入札参加資格 7 その他】 1 公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。	
	2 本工事は余裕期間制度(任意着手方式)の試行対象工事であるため、技術者が落札候補者通知の送付において、専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事している者であっても、当該工事が公社が定める工事着手期限日の前日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う。	
	【注意事項】 1 入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。	
	2 本工事は余裕期間制度(任意着手方式)の試行対象工事であり、受注者(請負人)が任意に選定した工事着手日に、入札参加資格に定める技術者が配置できないときは、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。特記仕様書に同様の定めがあるので留意すること。 3 前払金は、受注者(請負人)が任意に選定した工事着手日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。特記仕様書に同様の定めがあるので留意すること。	
本件工事公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です。) この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。		

2 ページ目

余裕期間に関する特記仕様書

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、次のとおり余裕期間を設定した工事である。

1 余裕期間及び実施工期

- (1) 余裕期間 : 契約締結日から工事の始期前日まで
- (2) 実施工期 : 工事着手日から完成期限まで
- (3) 工事着手期限日 : 令和2年〇月〇日 (案件ごとに公社が定める日)

※上記の工事着手期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

2 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場代理人の常駐を要しない。

3 工事着手届出書

工事請負契約約款第3条に定める、工事着手届出書は工事着手日に提出すること。

4 現場代理人選定通知書

工事請負契約約款第11条の規定による現場代理人の通知(現場代理人等選定通知書)は工事着手日に提出すること。

なお、配置技術者届出書提出時点において、届出の技術者が他の工事に従事していた場合には、その工事が終了していることを示す書類(工事完成検査結果通知書類・CORINS登録書等)の写しを提出すること。なお、書類の提出ができない場合は、他工事に従事していない旨の報告書(様式不問)の提出、または協議記録に記載するなど、確認を公的な記録とすること。

配置技術者について、着手日以降に別工事に従事していることが判明した場合は、(ただし、工事の終了を示す書類等の提出がある場合を除く。)建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。

5 請負代金内訳書及び工程表

工事請負契約約款第4条にかかわらず、請負代金額内訳書及び工程表は、工事着手日に監督員に提出すること。請負代金額内訳書については、監督員と協議の上必要な準備等を行うこと。

また、工程表については、余裕期間、工事着手日及び完成期限日を明記すること。

6 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。

7 前払金について

請負人は、工事請負契約約款第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、工事着手日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

8 CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実施工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

工事着手日（工事始期）通知書

令和 年 月 日

公益財団法人横浜市建築保全公社 理事長

商号又は名称

所在地

代表者職氏名

印

次のとおり、工事着手日（工事始期）を定めましたので通知します。

契約工事名	
工事場所	
工事着手期限	令和 年 月 日
工事着手日 （工事始期）	令和 年 月 日
工期	工事着手日（工事始期）から 令和 年 月 日まで（ 日間）
備 考	
余裕期間中 における連絡先	氏名
	電話

※1 条件付一般競争入札の場合には、資格確認資料提出日に、本通知書を提出すること。

※2 契約書には本通知書により通知した工期を記載する。